

4・MSw^op

豊富なバリエーションで
企業の皆様の立地を支援します。

・?] q ・ ' À 4 ・ Ú M S

4・MSw
Í»”í

① 所有型 (新規立地 又は 再投資)

af>ýhtP f ç x ê Öb”

② 賃借型 (新規立地のみ)

Nũøspò
ýhtŠp ç x Z € t>f”b”



立地に伴い
雇用者数が増加する

① 所有型の場合

新規立地

Ö s ž è A E
yØP™ £ » ² † h x P ú w ~ ý A²pK”\q

4・ÝÇá”É・GFÜdž’Àq・y4・1ív・ / §

]°¶→0Å ,

- 補助の要件
 - ~0Å^{af}・a Àw»Ôçxfw]w^Àüµ^{aftù}・yyyyyyb”çwq`o œÄU>tÝŠ”^{af}
 - ~d<{ ž¹・**500億円** ŽÍ
 - ~ÄÄHÄ ・**300人** ŽÍ

²4・°0³
~Pút”Æ^^~kip¹
~^kž^t”{ž^kip¹
(操業開始年度の翌年度課税分のみ補助 1回限り)

Špçq・b”Öù

4・ÝÇá”É・Špçq・y4・1ív・ / §

]°¶→~¶À 0Å , ,

- 補助の要件
 - ~0Å^{af}・Špç¶À £
 - ~šøu・**500m** ŽÍ
 - ~ÄÄHÄ ・**50人** ŽÍ

²4・°0³
~Pút”Æ^^~kip¹
~^kž^t”{ž^kip¹
(操業開始年度の翌年度課税分のみ補助 1回限り)

Z€tjç・b”Öù

4・ÝÇá”É・Z€tq・y4・1ív・ / §

]°¶→0Å ,

- 補助の要件
 - ~0Å^{af}・xµJ¶Z€t
 - ~N̄・øu・**1000m** ŽÍ
 - ~ÄÄHÄ ・**10人** ŽÍç) üµ・ç Ö”’& ŽÍ£

²4・°0³
~Pút”Æ^^~kip¹
~^kž^t”{ž^kip¹
(操業開始年度の翌年度課税分のみ補助 1回限り)

② 賃借型の場合

14・YÇá"É・P 'Àq・y4・'Ív・Ž<w~wqS"š

○補助の要件
 ~0Ááf・ŠpçÀ ÉzµJ¶Z€tçxíw ÄÀtçŽ¿% 'Àw^Éy
 y※県内のインキュベーション施設等を経て、発展的に事業を
 継続する企業が設置する本社又は研究所を含む
 (事業従事者数:10人以上の施設が対象)
 ~ÄÄHÄ :• Ž¿Ž¿% 'ÀwÔùx ŽÍÉ
 ~P? ŷ A²pK"q

24・00 3
 ~P%W ç òD É

SÄHÄ :	4・'Ív	0Á'A
°~	a	Ž¿% 'Àw^
ŽÍ °~	a	
ŽÍ °~	a	¶ow'A
ŽÍ	a	

③ 雇用創出の場合

14・YÇá"É••;ÑZš y4・'Ív / š

○補助の要件
 ~0Ááf・Špza Äw»ÔzµJ¶Z€tçvèC»áf
 y※特定振興地域(15ページ)は上記のほか、植物工場、情報サービス業、
 宿泊業の「旅館」「ホテル」、観光業の「公園」「遊園地」に該当する施設
 ~建築着工前±hx建物の取得(賃借含む)契約前pK"q
 ~Ñ・swFÛ・建物延床面積500m²以上±hx敷地面積1,000m²以上
 ~YF•; :•

24・003 PMc•ãÄ%•T' á
 ~YF•; y&a™t sw~4•
 ~ôS P a —

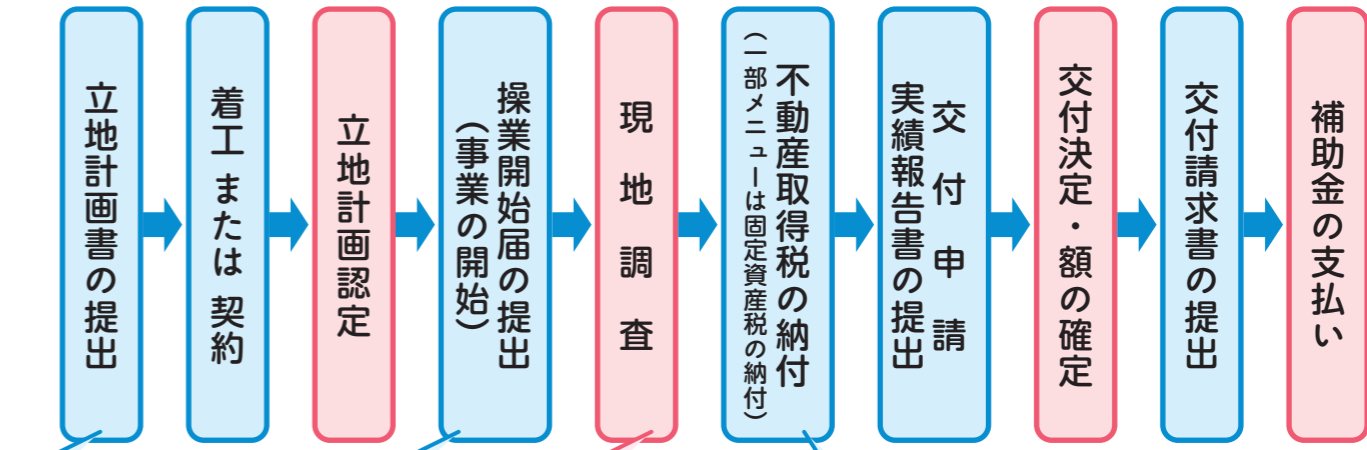
YF•; :wAE	Ä	ãÄ%•i	ãÄ%•™ á&aí
f yFq•wÔù	G'Ä	Ž¿ ŽÍÉ	Ž¿ ŽÍÉ
	°~'Ä	Ž¿ ŽÍÉ	Ž¿ ŽÍÉ
„]° 8æd¿wÔù	G'Ä	Ž¿ ŽÍÉ	ŽÍwÿC
	°~'Ä	Ž¿ ŽÍÉ	

※上記表の()書きの人数は特定振興地域の場合

【補助対象となる者】 ž y•ãŽÍ' 'o]tE t) 'zTmz °ãŽÍ' 'o•;^•oM" ç]° 8swÔùtKloxp ~]° 8st
 çÉGwMc•Tt yyPMÿC'h YF•; wOjz °ãŽÍ' 'o]tE t) 'zTmz °ãŽÍ' 'o•;^•oM" É
 y~pb"YF•; É y]°tE t) 'zTmz °ãŽÍ' 'o]tE t) 'zTmz °ãŽÍ' 'o•;^•oM"
 çy•ãŽÍ' 'o]tE t) 'zTmz °ãŽÍ' 'o•;^•oM"

4・Ú!Ç±pwv•

企業の皆様の手続 千葉県の手続



建物の建築着工前 又は 取得・賃貸借契約締結前!
 事業開始後 30日以内
 操業状況、 雇用人数の確認等
 所有型のみ 賃借型は手続き不要

4・ÚwSš ÷ M±ptx zã Ä%•T'SS%v Rã™ á STT±bç 4・YÇá"t(“) UK±bÉ

s; wrt

- 流通加工施設 ú¿wvèwa tSZ" ›sC»æOªf{
- 事業従事者 Ý ›!ZhÄÄt›Ñ±wœ:q'oÄÄtHÄb" pzp~ÄÄæO 'ÀUÚ€•;çÑ± ŷ› AÉb" { sSží"Äp»sw±YF•; wÔùx zj z?wÈ¿ì U ì ŽÍp zTmz TD›ÔQo•;^•"MU0Äqs±b{
- 県内のインキュベーション施設 f f ä Ä «ÉÓá²z, Tc^ i@áÖ "³äi·i»" z... f G & Öi½ß" Óá²z†?G « " ÉÖ "³äiÓá²z† Öi½ß" Óá²s®
- 高度人材 \$æw¶•) b" pKlozq•-hwÝ ›!ZhªfpZ€%Cw Ä¿t•HÄb" {
- 投下固定資産額 Pút|^k¿^w ~tAb" ...;çhi'z Ðsw0Äqs'sM...; <K±b{çp zT•Ex ±±dœ{
- 操業開始 q•-hwÝ ›!Zhªfwf<w¶æ>zÄÄw;t™b"çÄÄwhš t-; ›%•b" Éq{

所有型 q•'Ä4・Ú¼%~

P4・Ú"%"›œ"hš w¼%~pbwp îMw4・'qx yŸs±b{]«™Xi^M{

Ó4・Ú0Äqs" ~{ ¿w^A¹

Pú•d¿¹ } 'yyyyyyyyçBÉ

^k¿^d¿¹ } 'yyyyyyyyç1É

24・003 yPút " AE^~kip¹

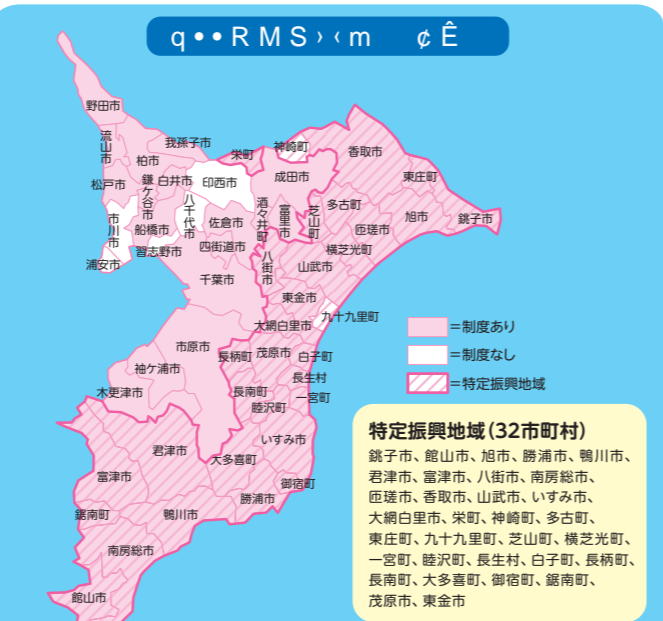
Pú•°A¹ çBÉ• É 'yyyyyyyyçDÉ

^k¿^t " { ¿^kip¹

P1-ç Ö" sy 2 Ö"æ0ÄZ

^k¿^°A¹ çCÉ• É 'yyyyyyyyçEÉ

ï¹y çÉ¹ yyyyyyyyyyyyyy



● 立地計画認定申請について

「さ」の活用に関する申請手続きの概要

● 県税の納期限内納付について

県税の納期限内納付に関する規定

● 操業義務及び実績報告について

操業義務及び実績報告に関する規定

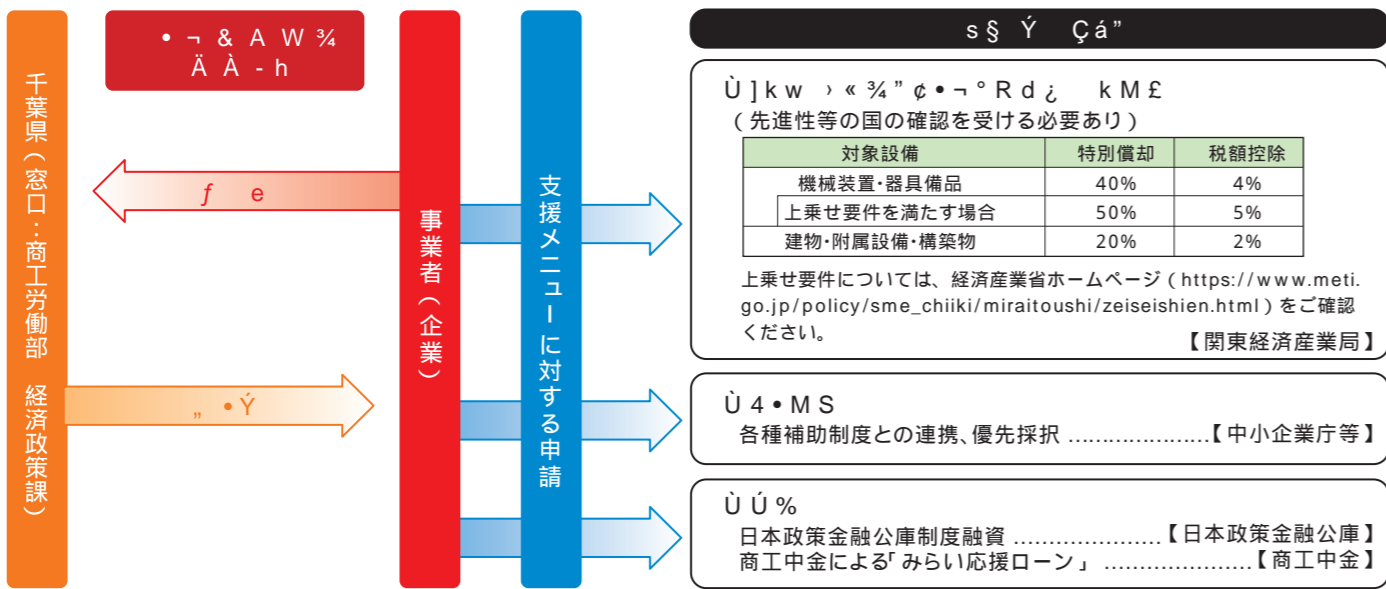
対象施設	事務所・研究所・研修所の建物及びその付属設備
特別償却の場合	移転型 25/100 拡充型 15/100
税額控除の場合	移転型 7/100 拡充型 4/100
取得条件	取得価格 3,500万円超(中小企業者1,000万円超)
その他の要件	従業員数が5人(中小企業者1人)以上増加することなど ※詳細についてはお問い合わせください。

● 固定資産税の補助について

固定資産税の補助に関する規定

「さ」の活用に関するお問い合わせ先

お問い合わせ先に関する詳細情報



※地域経済牽引事業計画の承認前に取得(建物の場合は着工)した設備等の施設は対象となりません。(書類の提出から承認まで概ね1カ月を見込んでください)

「さ」の活用に関するお問い合わせ先

※立地に際し計画認定が必要となります。

(1) 国税(法人所得税)に係る減価償却の特例または税額控除(選択制)	
内容	東京23区内にある本社機能を対象地域に移転(移転型)、または、現在対象地域において本社機能を拡充(拡充型)する場合、建物及びその付属設備について特別償却または税額控除を行うことができます。
対象施設	事務所・研究所・研修所の建物及びその付属設備
特別償却の場合	移転型 25/100 拡充型 15/100
税額控除の場合	移転型 7/100 拡充型 4/100
取得条件	取得価格 3,500万円超(中小企業者1,000万円超)
その他の要件	従業員数が5人(中小企業者1人)以上増加することなど ※詳細についてはお問い合わせください。
(2) 雇用者が増加した場合の国税(法人所得税)に係る税額控除	
内容	(1)の認定対象となる施設において、従業員を新規雇用等する場合、税額控除を行うことができます。
控除額	移転型 最大50万円/人 拡充型 最大30万円/人 (移転型は上記に1人あたり40万円(3年間最大120万円)を加算)

「さ」の活用に関するお問い合わせ先

(1) 国税(法人所得税)に係る事業用資産の買い替えの場合の課税の特例及び減価償却の特例	
貴法人を管轄する税務署へお問合せください。	
(2) 地方税(事業税、不動産取得税、固定資産税)の優遇措置	
内容	過疎地域区域内で対象事業を行う事業者が、機械・装置、建物・附属設備、構築物の取得等を行った場合に、優遇します。
対象業種	製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等、個人が行う畜産業又は水産業
優遇措置	事業税及び固定資産税は3箇年度課税免除 (個人が行う畜産業又は水産業の事業税については5箇年度課税免除) 不動産取得税は課税免除
取得条件	<製造業・旅館業> 500万円以上 (ただし、法人にあつては資本金が5000万円超1億円以下の法人の場合は1000万円以上、1億円超の法人の場合は2000万円以上) <情報サービス業等、農林水産物等販売業> 500万円以上 <個人が行う畜産業又は水産業の事業税> 個人又はその同居の親族の労力によってこれらの事業を行った日数の合計が、これらの事業の当該年における延べ労働日数の3分の1を超え、かつ、2分の1以下であるもの

※令和5年度から過疎地域と半島振興地域が重複している場合は、過疎法に基づく支援措置のみが適用することとなりました。

「さ」の活用に関するお問い合わせ先

※下線のとおり幅広い場面で利用できます。

(1) 国税(法人所得税)に係る割増償却	
内容	半島振興地域内で対象事業を行う事業者が、機械・装置、建物・附属設備、構築物の構築物の取得、建設、改修等を行った場合に、5年間の割増償却を行うことができます。
対象業種	製造業、旅館業、情報サービス業等、農林水産物等販売業
償却限度額	機械・装置：普通償却限度額の32/100 建物・附属設備、構築物：普通償却限度額の48/100
取得価格	<製造業・旅館業> 500万円以上 (資本金が1,000万円超5,000万円以下の法人の場合は1,000万円以上、5,000万円超の法人の場合は2,000万円以上) <情報サービス業等、農林水産物等販売業> 500万円以上
(2) 地方税(事業税、不動産取得税、固定資産税)の優遇措置	
内容	半島振興地域内で対象事業を行う事業者が、機械・装置、建物・附属設備、構築物の新増設を行った場合に、地方税の優遇を受けることができます。
対象業種	製造業、旅館業、情報サービス業等、農林水産物等販売業
優遇措置	不動産取得税：1/10 事業税(3箇年度)：1/2 → 3/4 → 7/8 固定資産税(3箇年度)：1/10 → 1/4 → 1/2 ※固定資産税の優遇は一部取扱いの異なる市町村があります。
取得価格	<製造業・旅館業> 500万円以上 (資本金が1,000万円超5,000万円以下の法人の場合は1,000万円以上、5,000万円超の法人の場合は2,000万円以上) <情報サービス業等、農林水産物等販売業> 500万円以上

概要	県内に工場や本社、研究所等を立地しようとする企業に対し、用地取得資金、建物建設資金その他立地に必要な資金を融資します。
対象経費	■設備資金 ①工場等の用地取得費及び建築費 ②機械、設備等の購入費 ③既存の建物等に係る移転費用 ■運転資金 人件費、原材料費等の経費又は研究開発費(立地にあたり当面必要なものに限る)
融資限度額	①設備資金 1企業につき融資対象経費の90%以内で20億円以内 ②運転資金 1企業につき3,000万円以内
融資期間	①設備資金 12年以内 ②運転資金 3年以内
償還方法	①設備資金 割賦償還(据置期間2年以内) ②運転資金 割賦償還(据置期間1年以内)
融資利率	年1.6%(固定金利)
保証人及び担保	取扱金融機関の定めるところによる (必要に応じ信用保証協会の保証を付する)
申込み先等	■申込先 企業立地課から立地企業補助金に係る立地計画の認定を受けたのち、取扱金融機関を経由して県庁経営支援課 ■取扱金融機関 県内に店舗を有する都市銀行、地方銀行、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫、農林中央金庫、東日本信用漁業協同組合連合会 ■詳細については、県庁経営支援課までお問い合わせください。

「さ」の活用に関するお問い合わせ先

要件	地域再生法に基づく地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた方
融資限度額	7億2千万円
融資期間	設備資金 20年以内(うち据置期間2年以内) 運転資金 7年以内(うち据置期間2年以内)
融資利率	設備資金：2億7千万円まで 特別利率③ 2億7千万円超 基準利率 運転資金：基準利率 ■信用リスク・融資期間などに応じて所定の利率が適用されます。

